

住家被害認定調査業務の支援について

令和6年9月20日

福祉部福祉政策課	山中	俊樹
総務部資産税課	間宮	朋秀

住家被害認定調査業務の支援

1 支援の概要

- (1)派遣先 石川県能登町
- (2)支援業務 罹災証明発行のための住家被害認定調査（1次調査、2次調査）
- (3)派遣期間,人員,業務内容
- | | | | |
|---------|--------------------|-------|-----------|
| 【第1回派遣】 | 期間:R6.2.13～R6.2.19 | 人員:2名 | 業務内容:1次調査 |
| 【第2回派遣】 | 期間:R6.4.18～R6.4.24 | 人員:2名 | 業務内容:2次調査 |
| 【第3回派遣】 | 期間:R6.5.8～R6.5.14 | 人員:2名 | 業務内容:2次調査 |
| 【第4回派遣】 | 期間:R6.5.23～R6.5.29 | 人員:2名 | 業務内容:2次調査 |

※罹災証明書の交付や証明書に記載する被害の程度のための調査については、災害対策基本法第90条の2に規定され、市町村が行う自治事務とされています。同法には、災害が発生した場合には、市町村長は、罹災証明書の交付申請があったときには、調査（住家被害認定調査）を「遅滞なく」行うことと規定しています。調査にあたっては、国（内閣府）が示す指針を目安として各市町村長が実施計画や調査基準を定めます。国の指針にある被害の程度と認定基準は、以下のとおりです。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
認定基準 （主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	・経済的損害の割合が50%以上	・経済的損害の割合が40～50%	・経済的損害の割合が30～40%	・経済的損害の割合20～30%	・経済的損害の割合10～20%	・経済的損害の割合10%未満

住家被害認定調査業務の支援

2 住家被害認定調査の流れ

○1次調査



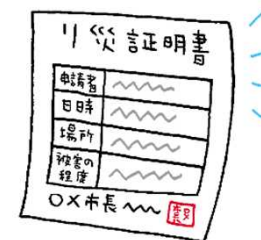
罹災証明書の交付申請
を行います



被害を外部から調査します
(内部調査は行いません)



調査結果（被害認定）の入力を行
います



罹災証明書を交付します

○2次調査



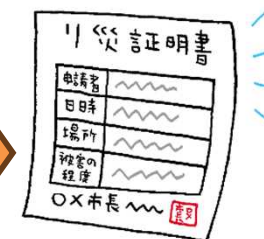
(1次調査の認定結果に
不満がある場合)
再調査を申請します



被害の詳細調査を行います
(内部調査も行います)



1次調査の被害認定を2次調査
の被害認定に変更します

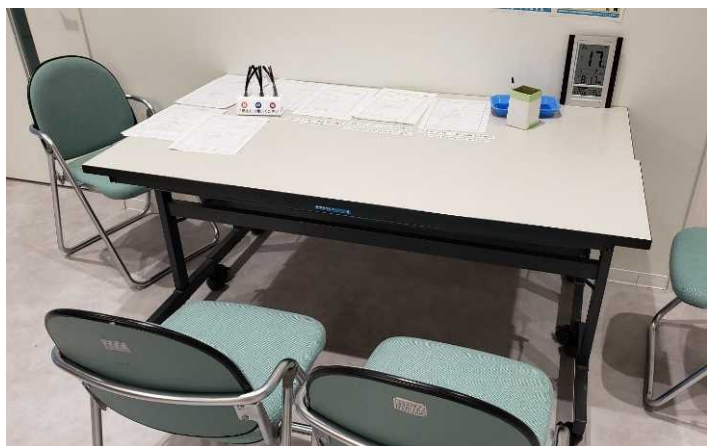


2次調査の被害認定による
罹災証明書を交付します

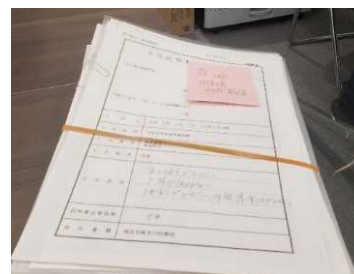
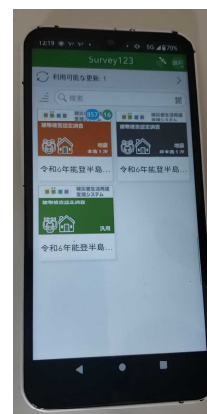
住家被害認定調査業務の支援

3 能登町での住家被害認定調査（1次調査）について

○罹災証明書申請受付



○実地調査



【1次調査のスケジュール】

- 8:00～8:30 朝礼、担当エリア指示
→地図、申請書（写）、調査機器を受領
- 9:00～16:30 現地調査（20件～30件）
- 17:00～18:00 調査結果の確認、結果送信、能登町統括職員へ報告

住家被害認定調査業務の支援

○調査員詰所（調査員控室）の様子（第1回派遣時）



調査員（応援職員）の
執務スペース



罹災証明書送付用の
スペース

統括職員（能登町職員）
の執務スペース



住家被害認定調査業務の支援

4 支援業務から得た気づきなど

支援から得た気づきなど

① スマートフォンやタブレット、アプリなどの『モバイルツール』を用いた調査が経験できた。

→**モバイルツールを用いた調査は、これまでの紙ベースでの調査と比べ、格段に速く調査が完了し、非常に有効である。**

② 住家被害認定調査に関して、県・支援自治体・受援自治体の役割分担が分かった。

→大規模災害時には、**県は受援に関する諸調整、支援自治体は現場業務**(証明書交付申請の受付、実地調査、証明書の交付(送付)など)を、**受援自治体は、バックヤード業務**(実地調査計画の策定、調査結果データの作成、証明書の作成など)**をそれぞれ受け持つ。**

③ 能登町の各支所では、住民の相談や各種受付の窓口が開設されていたり、物資配布の窓口になっていた。

→**能登町では、罹災証明書交付申請窓口を全ての支所に開設していた。その結果、交付申請を通じて被害が大きい地域(申請が多い地域)の状況把握が進み、実地調査計画(受援体制を含む)が早期に策定できていた。**

住家被害認定調査業務の支援

* 2次調査の内容

○調査対象家屋

用途	1次調査の結果	建物の様子
主に 住家 （空家あり） 一部 非住家 （土蔵、納屋など）	ほとんどが一部損壊、準半壊	外見 = 被害少 内部 = 一定被害あり

○1日の業務スケジュール

8 : 00 朝礼

～ 9 : 00 申請書、家屋図、一次調査結果の確認

9 : 00～12 : 00 出発、現地調査（**1件～2件**）

12 : 00～13 : 00 昼休憩

13 : 00～16 : 00 現地調査（**1件～2件**）、帰庁

16 : 00～20 : 30 損害割合計算、調査票作成、統括職員へ報告

住家被害認定調査業務の支援

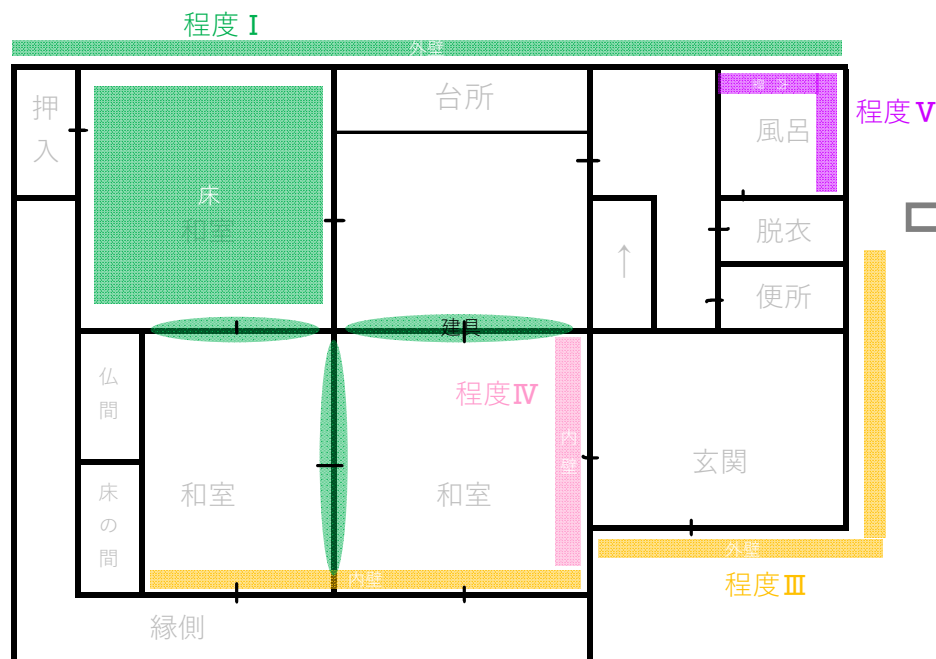
○ 2次調査の現地調査項目

調査項目	調査方法	損傷程度の例示	
建物の傾斜	・ 下げ振り ・ 写真撮影	程度Ⅳ（外壁） 	程度Ⅱ（屋根） 
外部の損傷 （基礎、屋根、外壁）	全ての外面 ・ 目視判定 ・ 図面記入 ・ 写真撮影		
内部の損傷 （柱、内壁、床、天井、 建具、設備）	全ての部屋 ・ 目視判定 ・ 図面記入 ・ 写真撮影	程度Ⅲ（内壁） 	程度Ⅲ（柱） 

内閣府『災害に係る住家の被害認定基準運用指針：参考資料（損傷の程度例示）』より抜粋

住家被害認定調査業務の支援

○ 調査図面の作成、損害割合の算出



①被害箇所を程度ごとく色分けして着色

②部位ごとに被害程度の割合を判定

(例)

外壁	程度Ⅲ	～20%
	程度Ⅰ	～40%
	無被害	～40%

※間取り図は固定資産税の課税資料を活用

※課税資料が無い場合は現地で作図

③判定した被害程度を調査票に記入

④損害割合を算出

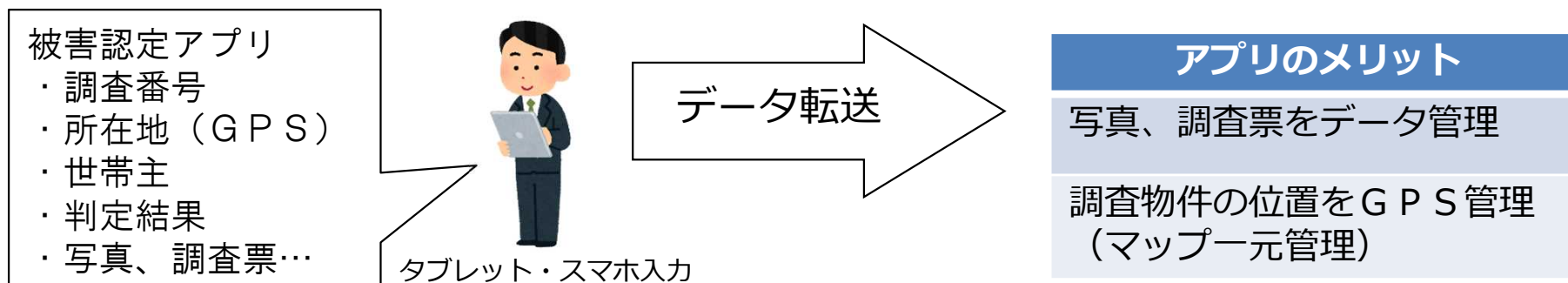
部位の損害面積率×損傷程度×部位別構成比

= **損害割合**

調査票		[注]d-e列は、四捨五入した値を記入する。 h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。						
部位	構成比	部位別損害割合		部位別損害割合		重み付き損害割合	傾斜が2cm以上の傾斜を考慮した損害割合	
		主要部	その他部	主要部	その他部			
B ^①	C ^②	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	g	h	
9 外壁	10	2.8	1.5	4	3.5	0.75	4	4
10 内壁	10	1.4	0.6	2	1.75	0.3	2	2
11 床	10	0.7	0.9	2	0.875	0.45	1	2
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1		1				
12 柱又は梁	15	3.5	1.5	5	4.375	0.75	5	
13 屋根	15	2.5	2.5	5	3.125	1.25	4	5
14 天井	5	0.7	0.6	1	0.875	0.3	1	1
15 建具	15	0	0	0	0	0	0	0
16 設備	10	3	1	4	3.75	0.5	4	4
計		24		24			22	33
判定		33		33		☐ 10%未満 ☐ 10%以上 ☐ 20%以上 ☐ 30%以上 ☐ 40%以上 ☐ 50%以上		

住家被害認定調査業務の支援

○ 調査結果の作成



○ 2次調査業務支援を終えて...

気づきなど	
1次調査結果が2次調査数に影響 ○輪島市、珠洲市は半数超が「半壊」以上の判定 ○能登町は2割程度が「半壊」以上の判定 ※半壊以上か未満で被災者支援に差あり	⇒ 2次調査少ない ⇒ 2次調査多い
2次調査の結果、多くは1次調査と同じ判定結果 被災者は内部も見てほしいという気持ち ※一部で3次調査（再々審査）あり	
能登町での数倍規模の応援職員が必要	

ご清聴誠にありがとうございました。